請 願 文 書 表

平 成 ３ ０ 年 第 １ 回
熊 谷 市 議 会 定 例 会

目　　次

請願第１２号　海外で戦争することを許さず、日本国憲法を生かすことを求める意見書の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・１
請願第１３号　日本国憲法第９条の改定を行わないよう国に意見書の提出を求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

請願第１２号　　平成３０年２月２２日受理

件　　名　　海外で戦争することを許さず、日本国憲法を生かすことを求める意見書の提出を求める請願

請　願　者　　熊谷市広瀬４１２－４
安保法制を廃止し立憲主義を回復する埼玉１２区の会
共同代表　竹内　悟

紹介議員　　桜井くるみ

要　　旨　　別紙のとおり

付託委員会　　総務文教常任委員会

【件　　名】

海外で戦争することを許さず、日本国憲法を生かすことを求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省から、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう、平和を確立する願いを込めて制定されました。

今、北朝鮮の核・ミサイル問題、中国の海洋進出など日本を取りまく情勢が厳しくなってきていることを理由のひとつとして、集団的自衛権の行使容認と関連法制の整備が行われ、その結果、海外で戦争できる憲法改定の動きが急速に強まっています。

憲法改定についてさまざまな意見が出され論議されていますが、憲法改定により平和主義の基本原則が崩れることがあってはならないと考えます。平和条項である９条については、最近の世論調査でも高く評価されており、憲法９条の改定を望む声は少数です。

「非核平和都市宣言」をしている熊谷市として、国に対して意見書を提出していただきたく、以下のとおり請願いたします。

【請願事項】

一、海外で戦争ができる憲法にしないでください。

一、憲法の平和、人権、民主主義が生かされる政治を実現してください。

上記内容の意見書を国に提出すること。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。

請願第１３号　　平成３０年２月２２日受理

件　　名　　日本国憲法第９条の改定を行わないよう国に意見書の提出を求める請願

請　願　者　　熊谷市小島６９
新日本婦人の会熊谷支部
支部長　滝澤　美津子

紹介議員　　桜井くるみ

要　　旨　　別紙のとおり

付託委員会　　総務文教常任委員会

【件　　名】

日本国憲法第９条の改定を行わないよう国に意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

日本国憲法は、悲惨な戦争によって戦闘員と非戦闘員を合わせ３１０万余の日本人犠牲者を出し、又アジア全域を戦渦に巻き込み２０００万人の尊い命を犠牲にした痛苦の反省から「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」としています。

新日本婦人の会は創立以来５５年間「核戦争の危険から女性と子どもの命を守り、憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します」をスローガンに掲げ運動を続けてきました。

２０１７年5月に安倍首相は憲法第９条の改定を目指す意向を示しました。これに沿って与党は検討を重ねており、次期国会での発議を目指していると報道されています。しかし、各種の世論調査によれば国民の多数は憲法第９条の改定に反対・急ぐ必要はない、としています。

こうした世論の背景には、国民の多数の納得を得ていない憲法第９条の改定に対しての国民の不安と不信の広がりがあります。

北朝鮮問題など国際的な緊張の高まりにあって、いま、徹底した対話に向かう外交努力こそが求められています。日本国憲法第９条の平和主義は、そのための力であり、国際的な平和へのメッセージでもあります。日本国憲法第９条の改定は、事態を悪化させる要因にもなりかねません。

つきましては、国に対して憲法第９条の改定を行わないよう、意見書の提出をお願いいたします。

【請願事項】

１　日本国憲法第９条の改定を行わないよう国に意見書の提出を求めます。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。